

令和五年七月二十四日付け広島県報（定期）第五十七号に登載の広島県規則第五十号（宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

土木建築局都市環境整備課長

ページ	
段	
行	二行目から七行目
正	第四条 旧法第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第二号による宅地造成に関する工事の変更許可申請書に、旧省令第二十五条に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
誤	第四条 旧法第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第二号による宅地造成に関する工事の変更許可申請書に、旧省令第二十五条に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。